【印鑑登録の申請方法について】

印鑑登録は、千歳市に住民登録または外国人登録のある方であれば、どなたでもできます。ただし、１５歳未満の方および成年被後見人については登録できません。

■本人による登録の申請をする場合■

1　登録する印鑑
2　登録する本人の確認ができる書類（次の①～③のいずれか）➡ **本人確認書類は裏面**
①官公署発行のＡの写真付き証明書（１点の提示で可）
②本人の氏名が記載されているＢ及びＣの確認書類を３点（この場合、Ｂの確認書類を必ず１点含めること）
③本市で印鑑登録している人が印鑑登録印で保証した書面

（注意）ただし、本人による登録の場合でも、上記２の本人確認書類をお持ちでない方は、当日の印鑑登録はできません。申請後、本人に「印鑑登録照会書兼回答書」を配達記録で郵送しますので、必要事項を記入の上、再度来庁願います。この場合、申請から登録まで３日から７日程度の日数がかかります。

＊＊＊

■代理人（家族を含む）による登録の申請をする場合■

本人がやむを得ず申請できない場合は、本人による申請と手順が異なります。（来庁当日の登録はできません）　印鑑登録が完了するまでに、数回来庁していただくことになります。

1　**来庁１回目**　市民課、千歳駅市民サービスセンター、各支所の窓口で**「代理人選任届」**を受取ってください。なお、市のホームページからもダウンロードできます。

⇩

2　**来庁２回目**　登録する本人（登録者）に記入、押印していただいた代理人選任届、代理人の印鑑、印鑑登録申請書、登録する印鑑を窓口に提出してください。

窓口で、印鑑登録申請書と代理人選任届を確認してから、登録者本人に、「印鑑登録照会書兼回答書」を配達記録で住所地に郵送します。

（注意）「印鑑登録照会書兼回答書」は、必ず、登録者本人が記入、押印してください。
※回答期日までに回答のない場合は、登録の意思がないものとみなします。

⇩

3　**来庁３回目**　登録者本人が記入、押印した「印鑑登録照会書兼回答書」を窓口に提出して下さい。」（注意）その際には、下記のものを忘れずにお持ちください。
①　代理人の印鑑（来庁２回目の時と同じ印鑑）
②　代理人の本人を確認できる書類 ➡ **本人確認書類は裏面**
③　登録者本人を確認できる書類 ➡ **本人確認書類は裏面**

⇩

4　印鑑登録証（カード）を代理人に交付します。また、同時に印鑑登録証明書の交付申請もできます。

本人確認書類は裏面を参照してください。

本人の確認について

印鑑は、個人の権利や財産の保全にかかわる重要なもので、登録手続きは特に慎重に行っています。

■本人による登録の申請をする場合■

（１）本人確認ができる場合　──→ **その場で印鑑登録できます。**

（２）本人確認ができない場合　──→ **その場で印鑑登録できません。申請後、本人に**「印鑑登録照会書兼回答書」を配達記録で住所地に郵送します。登録まで３日から７日程の日数がかかります。

■代理人（家族を含む）による登録の申請をする場合■

次の（１）と（２）の両方が必要です（ただし、原本に限る）

（１）代理人の本人を確認できる書類（下記一覧表のＡ又はＢの１点（Ｃの預金通帳、キャッシュカード１点でも可）

（２）登録する本人（登録者）を確認できる書類（下記一覧表のＡ又はＢの１点（Ｃの預金通帳、キャッシュカード１点でも可）

【　印鑑登録に係る本人確認書類一覧表　】

■１点で確認する方式■	A	官公署が発行した免許証、許可証、身分証明書などで本人の写真付きのもの 例：運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 住民基本台帳カード（写真付きのもの） 外国人登録証
■３点で確認する方式■ ※ＢとＣから３点の書類が必要です。 （注意１） 必ずＢの書類１点を含めることが必要です。 （注意２） Ｃのみの３点では確認資料とはできません。	B	健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、共済組合員証、介護保険被保険者証、国民年金手帳、厚生年金手帳、船員保険年金手帳、精神障害者保健福祉手帳、基礎年金番号通知書、共済組合年金証書、恩給その他これに類する給付に係る年金証書、地方公共団体が交付する各種医療受給者証、療育手帳及び生活保護受給者証、写真及び生年月日があり改ざん防止された学生証・会員証・会社の発行した身分証明書
	C	金融機関等において発行・交付する預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード、診察券

お問い合わせ先　〒０６６－８６８６
千歳市東雲町２丁目３４番
市民環境部市民課市民係
℡　直通０１２３－２４－０２６４